

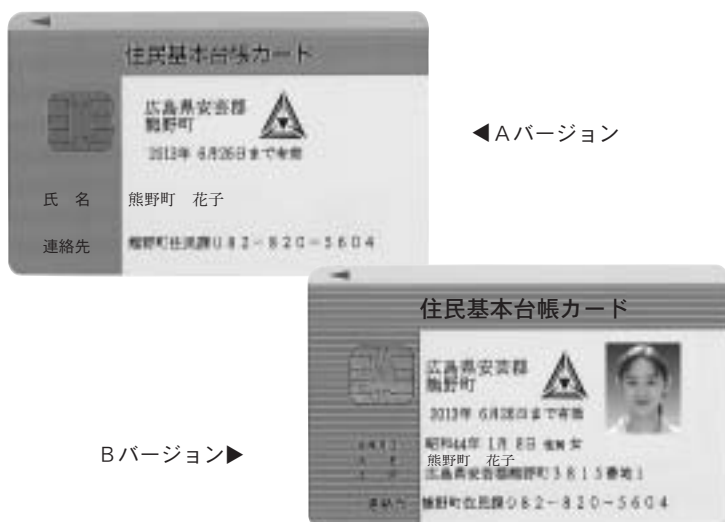
# 住民基本台帳ネットワークシステムの 2次稼動が8月25日からスタートします

— 住民基本台帳カード(有料)により  
サービスが広がります —

平成14年8月5日(月)から住民基本台帳法に基づき、「住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)」が全国一斉にスタートしました。

現在、パスポート(旅券)の交付申請に必要な住民票の写しの添付が省略できる(平成15年4月サービス開始)など、住基ネットを利用したサービスが既に始まっていますが、8月25日(月)から、住民基本台帳カード(ICカード)による各種サービスを受けることが可能となります。

## 住民基本台帳カード(有料)



写真なしのAバージョン(氏名、有効期限、交付地市町村名)と写真付のBバージョン(氏名、有効期限、交付地市町村名、住所、生年月日、性別、写真)があり、いずれかを住民の方の希望により選択でき有料(500円)で交付します。

住民基本台帳カードの有効期間は、発行の日から10年です。なお転出などされた場合はそのカードは使用できなくなります。視覚障害者等でも住民基本台帳カードが使用できるように、住民の方の希望により表面に点字エンボス加工ができます。

## 申請方法

- ①住民基本台帳カード交付申請書に記入押印して申請してください。
  - 申請時に住民票コードまたは生年月日、性別を記載してください。
  - カードを利用する際の暗証番号(0~9までの数字4桁)を考えておいてください。
  - Bバージョンの場合には申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真であって裏面に氏名等を記載したものを持参してください。写真の大きさは、縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの大きさです。
- ②住民基本台帳カード交付申請書の受理後に基本台帳カード交付通知書等を発送しますので、それを持参して役場住民課までお越しください。
  - カード交付は原則として本人のみに交付しています。交付時には本人確認書類の提示をお願いします。
  - 本人確認書類：旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)が必要です。